

第 19 回 日・韓・在日教会<移住民>国際シンポジウム 共同声明

「あなたは寄留者を虐げてはならない。あなたたちは寄留者の気持を知っている。
あなたたちは、エジプトの国で寄留者であったからである。」（出エジプト記 23 : 9）

韓国基督教教会協議会と日本キリスト教協議会、外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会は、日・韓・在日教会が置かれた現状を共有し、さらなる協力関係を構築するために、2021年9月6日、オンラインにて「歴史と向き合う移民社会と東北アジアの和解と平和——COVID-19危機下の日・韓・在日教会の宣教課題を考える」という主題のもと、第19回国際シンポジウムを開催した。

COVID-19 パンデミックが始まってから1年半を経過した。COVID-19を契機として社会の中のさまざまな歪みが、韓日両国において明らかとなっている。多くの移住民が社会保障からこぼれ落ち、差別の中で苦境に立たされている。

日本社会において移住労働者は、自由の制限を受けるだけでなく、生活保障を受けることもなく放置されているケースが後を絶たない。日本政府は、外国人法制度において、過去数十年にわたって国際人権諸条約の基準に達していないことを指摘されて続けてきたにも関わらず、これを放置し続けている。こうした現在にまで至る日本の差別的な外国人政策と法制度は、過去の侵略と植民地支配の歴史と真摯に向き合うことなく植民地主義思想が残されてきたことと深く結びついている。

韓国社会において、そもそも社会の中で脆弱な立場に置かれていた移住労働者は、COVID-19 パンデミックによって、より劣悪な状況へと追いやられることとなった。分断という歴史の中で国家主義的で単一民族志向の価値観が強調されてきたために、移住民に対する排他的・人種主義的な価値観が根強く残されてきた。雇用許可制の下で劣悪な就労環境から逃げることもできないまま、移住労働者はCOVID-19の蔓延によって生存権も脅かされることとなった。

そのような中、2020年韓国においては市民運動の結果、地方自治体の災害緊急支援金政策において外国国籍の住民を除外することは平等権侵害であるとの国家人権委員会の勧告を引き出し、最終的にソウル市は、国家人権委員会の勧告に基づいて外国人への災害緊急生活費を支給した。また日本においては2020年、生活支援をまったく受けられない難民申請者や未登録外国人への緊急募金が市民団体によって行われた。2021年には多くの市民の抗議の声によって、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の改悪案が廃案へと追い込まれることとなった。それぞれの社会の中での「市民の声」は、人種主義・植民地主義を克服する可能性を有していることを改めて確認することとなった。

急速にグローバル化が進む中で、日本も韓国も実質的な「移民社会」となっている。このような中で共生社会を実現する使命を日・韓・在日教会が担うためには、それぞれがこれまでの歴史とどう向き合

ってきたのかを共有し、和解と平和とを実現するための課題を共に考え、協働することが今まで以上に必要となっていることを、私たちは確認した。

私たちの平和であり、敵意という隔ての壁を取り壊されるキリスト(エフェソの信徒への手紙2:14)に従う群れである日・韓・在日教会は、和解と平和を実現し、すべての人の命と尊厳が守られる世界を形成していくために、協力と連帯をさらに確かなものにすることを決意し、下記のように共同課題を宣言する。

1. 日・韓・在日教会は、共に和解と平和の実現を求め、すべての差別に立ち向かい、すべての人の命と尊厳が守られる共生社会の実現をめざす。
2. 私たちは、韓国における包括的差別禁止法の制定、日本における外国人住民基本法と人種差別撤廃基本法の早期実現のために力を尽くす。
3. 私たちは、植民地主義、人種主義を乗り越え、共に生かし合う社会と教会を形成するために、互いの課題と成果を共有するネットワーク作りを推進する。
4. 私たちは、日・韓・在日教会が出会い、歴史教育・平和教育・人権教育をより豊かにするため学び合うプログラムを推進する。
5. 私たちは、移住者の権利保障が福音宣教の根幹であることを深く認識し、その実現のためにアジアと世界の諸教会との協働を推進する。
6. 私たちは、以上の共同課題に取り組んでいくために日・韓・在日教会の連帯と協力をさらに強化していくことを確認し、第20回国際シンポジウムを2022年、韓国で開催する。

2021年9月6日

韓国基督教教会協議会 (NCCK) 正義・平和委員会移住者小委員会
日本キリスト教協議会 (NCCJ) 在日外国人の人権委員会
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会 (外キ協)